

お年寄りの医療制度が変わります

# 後期高齢者医療制度がスタート

75歳（一定の障がいのある場合は65歳）以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からはそれらを脱退し、「後期高齢者医療制度」に移ることとなります。

## 新しい制度の目的は？

国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、高齢化社会に対応した仕組みとして、独立した医療制度を創設するものです。

## 対象者（被保険者）は？

75歳以上の高齢者  
一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方

## 制度の運営主体は？

財政運営・資格管理↓道内全180市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」  
保険料の徴収や窓口業務↓各市町村

## 保険料は？

個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなり、原則として年金から天引きされます（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）。また、健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することになります（2年間軽減される経過措置があります）。  
保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議会」で保険料条例を制定し、決定することになっています。

## 医療機関での自己負担は？

現行の老人保健制度と同様に、1割負担（ただし現役並み所得者は3割負担）となります。

お問い合わせは

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

町民課生活環境グループ

☎511111

## 留萌保健福祉事務所からのお知らせ 特定疾患医療受給者等の更新申請について

留萌保健福祉事務所（留萌保健所）では、平成19年度の特典疾患及びウイルス性肝炎・橋本病医療受給者証の更新申請の受付を次のとおり行いますので、期間内に手続きされるようお知らせします。

なお、申請書類を紛失した場合は、来所もしくは下記へお問い合わせ下さい。（郵送による申請書類の請求には、返信用の90円切手を同封願います。）

### 提出に必要な書類

昨年度受給者証交付（郵送）の際、平成19年度分を送付済

必要な書類	受給者証種別	特定疾患の方		ウイルス肝炎及び橋本病の方	
	保険の種類等	社会保険等の方 <sup>1</sup>	国民健康保険の方	緑色の受給者証	オレンジ色の受給者証
現在お使いの受給者証写し		○	○	○	○
臨床調査個人票		○	○	○	×
世帯全員の住民票		○	○	○	○
健康保険証の写し		○	○	○	○
世帯調査		×	○	非課税世帯のみ	○
同意書		同封の方のみ	同封の方のみ	×	×
所得税額等を証明する書類		生計中心者分 <sup>2</sup>	世帯全員分 <sup>2</sup>	非課税世帯になった方のみ世帯全員分非課税証明書	世帯全員分非課税証明書

<sup>1</sup> 社会保険等：社会保険、各種共済、船員保険等

<sup>2</sup> 1人につき、源泉徴収票、確定申告書本人控、道・市町村民課税または非課税証明書（非課税世帯のみ）のいずれか

### 申請期間

7月2日(月)～8月31日(金)

### 申請及びお問い合わせは

北海道留萌保健福祉事務所  
(留萌保健所)

- 子ども保健推進課保健予防係  
〒077 0027 留萌市住之江町2丁目  
☎0164 42 8324
- 天塩支所調整係  
〒098 3396 天塩町新栄通2丁目  
☎2 1151